

令和4年度 申告相談日程表

月 日	曜 日	対 象 区 域	会 場	受 付 時 間
2月 9日	水	岩館第2	ファガス	午前9時～午後3時
2月10日	木	岩館第1・小入川		
2月11日	金	休 み	—	—
2月12日	土	休 み	—	—
2月13日	日	休 み	—	—
2月14日	月	滝の間・横間	ファガス	午前9時～午後3時
2月15日	火	立石・茂浦		
2月16日	水	中浜		
2月17日	木	椿・椿台		
2月18日	金	浜田		
2月19日	土	休 み	—	—
2月20日	日	休 み	—	—
2月21日	月	休 み	—	—
2月22日	火	目名潟・萩ノ台・蝦夷倉	峰栄館	午前9時～午後3時
2月23日	水	休 み	—	—
2月24日	木	岩子・大久保岱・大岱	峰栄館	午前9時～午後3時
2月25日	金	水沢・駅前・大槻野		
2月26日	土	休 み	—	—
2月27日	日	町内全域（平日の申告が困難な方）	峰栄館	午前9時～午後3時
2月28日	月	三ツ森・カッチキ台・高野々	峰栄館	午前9時～午後3時
3月 1日	火	田中・大土面・沼田		
3月 2日	水	畑谷・上畑谷・内坂・強坂・小手萩		
3月 3日	木	仲村・塙・大信田		
3月 4日	金	大沢・横内・外林		
3月 5日	土	休 み	—	—
3月 6日	日	町内全域（平日の申告が困難な方）	峰栄館	午前9時～午後3時
3月 7日	月	石川・内荒巻・稲子沢・大野	峰栄館	午前9時～午後3時
3月 8日	火	町内全域		
3月 9日	水	休 み	—	—
3月10日	木	本館・八森第3	ファガス	午前9時～午後3時
3月11日	金	八森第2・八森第1		
3月12日	土	休 み	—	—
3月13日	日	町内全域（平日の申告が困難な方）	ファガス	午前9時～午後3時
3月14日	月	町内全域	ファガス	午前9時～午後3時
3月15日	火	町内全域		

申告相談受付時の新型コロナウイルス対策について

- ①来場時は、入口に検温器を設置しておりますので、その場で必ず検温をしてください。
37.5℃以上の熱がある方は入場できません。
- ②来場時は必ずマスクを着用し、会場内にある消毒液で手の消毒をお願いします。
- ③待合室はなるべく密にならないよう椅子等の間隔を空けて設置しております。
- ④受付時に時間の目安を表示しますので、待合室以外の場所で待機することができます。
- ⑤国税庁ホームページから確定申告（e-Tax）することができます。また、スマートフォン・タブレットからのe-Taxも可能ですので、是非ご利用ください。
詳しくは「国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）」をご覧ください。

税務会計課からのお知らせ

～ 申告の準備はお早めに ～

令和4年度 町民税・県民税の申告受付が始まります！



令和4年2月9日（水）から申告相談を受け付けます。いずれの会場でも申告できますが、混雑を防ぐため行政区ごとに日時と会場を設定していますので、なるべく指定された日にご来場ください。
なお、いずれの会場も2階となっておりますが、エレベーターはご利用できませんので、ご了承ください。

【申告が必要な方】

- ・令和4年1月1日現在、町内に住所がある方
（令和3年中に収入が無くても、国民健康保険税の算定および各種福祉関係の給付等に所得証明書が必要な方は、役場税務会計課へ連絡が必要となる場合があります。）

【申告の必要が無い方】

- ・税務署に所得税の確定申告をする方
- ・給与収入のみで、年末調整済みの方
（※ただし、2か所以上からの給与や年金の支払いがある方は申告が必要です。）

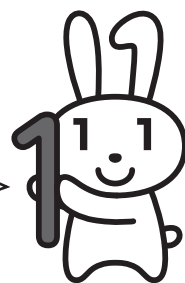
【申告に必要なもの】

- ①申告前に郵送される町民税・県民税の申告書または税務署から送付される確定申告のお知らせ（ハガキ）
- ②本人確認書類の写し《マイナンバーカードまたは通知カードおよび身元確認書類》
- ③収入・経費がわかる書類
- ④給与・年金等の源泉徴収票 ※原本（コピー不可）
- ⑤社会保険料、生命保険料や地震保険料等の控除証明書 ※原本（コピー不可）
- ⑥医療費の支払領収書
※医療を受けた方、病院・薬局などの支払い先ごとに、金額を一緒に集計して、一緒にお持ち下さい。
- ⑦所得税の還付がある場合、還付先の口座番号がわかるもの（通帳・キャッシュカード等）
※前年と同じ口座でも確認しますのでお持ちください。
- ⑧所得税の納付が必要な場合で、口座振替を希望する方は、通帳と通帳印があればその場で手続きができます。

待ち時間短縮と円滑な申告ができるよう、営業や農業・不動産の申告をする方は、必ず「収支内訳書」を作成して経費等の領収書と一緒に持ちください。昨年分までの申告内容等から判断し、令和3年分の申告が必要と思われる方には、1月中旬に申告書や収支内訳書用紙を郵送します。

また、申告書が届かなくても、令和3年中に一時的に収入があった方や途中で退職した方などは申告が必要となることもあります。

マイナンバー制度の導入により、申告書関係書類に提出される方のマイナンバーの記載が必要になります。本人確認は、①マイナンバーカード（個人番号カード）または②通知カードおよび運転免許証などの身分証明書などで確認を行うため、申告の際には、これらの本人確認書類の写しを提出していただくことになります。



■問合せ先 税務会計課 ☎76-4604